介護予防通所リハビリテーション　負担額　料金表

2022年10月1日　現在

【通常規模型事業所】　※介護負担割合証により、2割の方は2倍、3割の方は3倍の料金になります。

＜サービス提供時間（6時間以上7時間未満）＞　単位：円

■1ヶ月の定額料金

介護度	介護予防通所リハビリテーション費　1割負担額	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1割負担額
要支援1	（1ヶ月につき）2,053	（1ヶ月につき）88
要支援2	（1ヶ月につき）3,999	（1ヶ月につき）176

＋

■利用日数ごとにかかる料金

食費	673円×利用日数
日常生活品費	30円×利用日数

■対象者のみ個別にかかる加算料金

項目		1割負担額
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始日から6月以内）		562円／月
若年性認知症利用者受入加算		240円／月
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	・要支援1	▲20円／月
	・要支援2	▲40円／月
運動器機能向上加算		225円／月
栄養アセスメント加算（1月につき）		50円／月
栄養改善加算		200円／月
口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回限度）	20円／回
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回限度）	5円／回
口腔機能向上加算	口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回を限度）	150円／回
	口腔機能向上加算（Ⅱ）（月2回を限度）	160円／回
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	運動器機能向上及び栄養改善	480円／月
	運動器機能向上及び口腔機能向上	480円／月
	栄養改善及び口腔機能向上	480円／月
選択的サービス複数実施加算Ⅱ（運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上）		700円／月
事業所評価加算		120円／月
科学的介護推進体制加算		40円／月
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1ヶ月につき所定単価×47÷1000		4.70%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1ヶ月につき所定単価×20÷1000		2.00%
介護職員等ベースアップ等支援加算 1ヶ月につき所定単価×10÷1000		1.00%

医療法人徳洲会　介護老人保健施設　徳田山